

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

平川市洪水ハザードマップでは、想定最大規模（平川流域 24 時間雨量 330mm）の大雨により、平川・腰巻川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションしている。日沼・松館・苗生松地区においては、最大 5m の浸水が予測されており、平川沿いの地区の広い範囲で浸水被害が懸念されるほか、浸水想定地域には、福祉施設、小学校、町会集会施設が立地されている。

迅速かつ適切な避難を実施するため、避難のタイミング、場所、手段等の避難行動を事前に検討しておくことが必要となっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

平川市土砂災害ハザードマップでは、集中豪雨や地震により、「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」等が発生した際の危害が及ぶ恐れのある区域を示しており、市内山間部を中心に広く分布している。区域内には、住家や事業所が立地されている箇所も多く、事前に避難行動とあわせて土砂災害の前兆現象を確認しておくことが必要となっている。

(地震：J-SHIS)

平川市に将来大きな被害を及ぼすと考えられる地震は、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震、内陸直下型地震の 3 つとなっており、太平洋側海溝地震においては、平川市の建物被害想定が全壊 160 棟、半壊 1,600 棟と甚大な被害が想定されている。

(その他)

平川市は、これまでも台風や大雨による水害や風害に見舞われている。平成 24 年の白沢川・相沢川のはん濫や、平成 25 年の引座川の一部決壊では、浸水被害や道路の崩壊、農地被害等により多大な影響を及ぼし、平成 3 年の台風 19 号では、暴風による住家被害が 1,600 件を超える甚大な被害となっている。

また、平川市は、豪雪地帯対策特別措置法により、平賀地域と碓ヶ関地域が特別豪雪地帯、尾上地域が豪雪地帯に指定されており、平成 24 年・平成 25 年には、豪雪により市内の建物倒壊件数が 11 件、碓ヶ関地域では融雪による土砂災害が発生している。自然災害は、人的・物的被害のみならず電気、ガス、水道、交通等の社会基盤にも多大な影響を与えることが懸念され、平時からの備えや発災時の対応等について検討しておく必要がある。

【台風 19 号による被害状況】

○平賀地域 住家被害 全壊 17 棟、半壊 363 棟、一部破損 541 棟。

死亡者 1 名、負傷者重軽傷合わせ 57 名、農林関係被害が約 46 億円。総被害額約 76 億円。

○尾上地域 住家被害 全壊 12 棟、半壊 110 棟、一部破損 420 棟。

農林関係被害が約 20 億円。総被害額 28 億 8 千 9 百万円。

○碓ヶ関地域 住家被害 半壊 17 棟、一部破損 152 棟。重傷者 1 名、軽傷者 1 名、がけ崩れ 4 箇所。総被害額約 17 億 6 千万円。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 884 人
- ・小規模事業者数 810 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	230	218	市内に広く分散している
	製造業	78	58	郊外の平川沿いに多く立地
	卸・小売業	252	226	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	97	96	市中心部に多い
	サービス業・その他	227	212	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 平川市の取組

- ・平川市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年1回）、平川市自主防災組織の結成推進・育成（令和2年4月1日現在で51組織（62町会）が設立）
- ・防災備品の備蓄
- ・平川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 平川市商工会の取組

- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険や休業補償の加入促進
- ・平川市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急復興支援策が行えるよう、また、域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平川市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）事業継続計画を作成（令和2年度作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・青森県火災共済協同組合と連携し、事業者の不測の事態の備えとして火災共済や損害共済を周知し、加入促進を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・（仮称）平川市事業継続力強化支援協議会（構成員：平川市商工会、平川市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡手段の確認を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨災害時については、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。）
- ・平川市地域防災計画及び青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

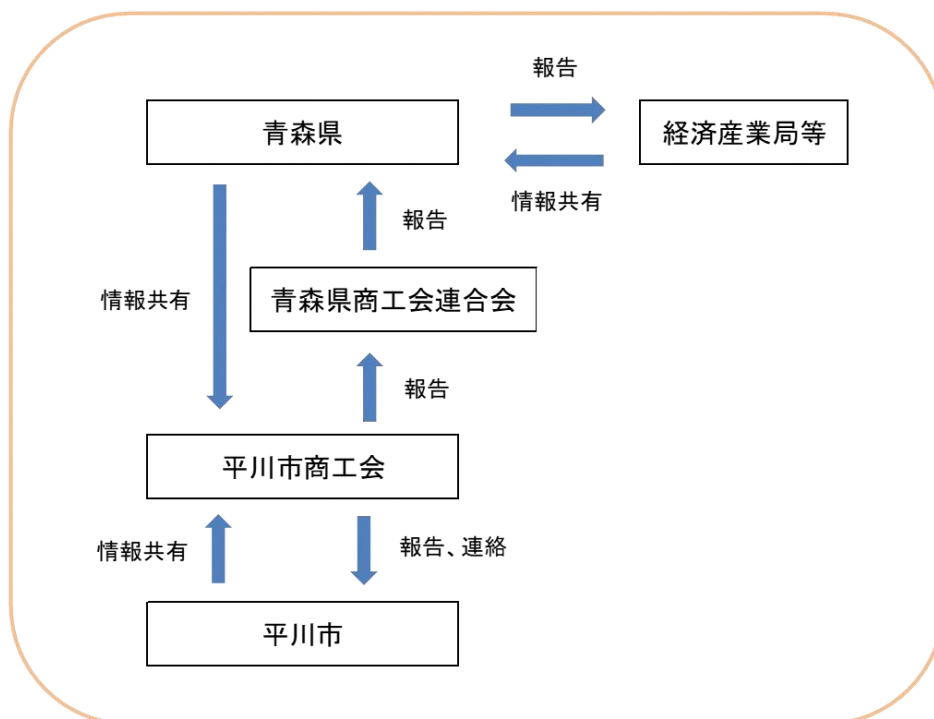
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「平川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・当会と当市が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当市より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国、県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（相談窓口設置予定場所：当会）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

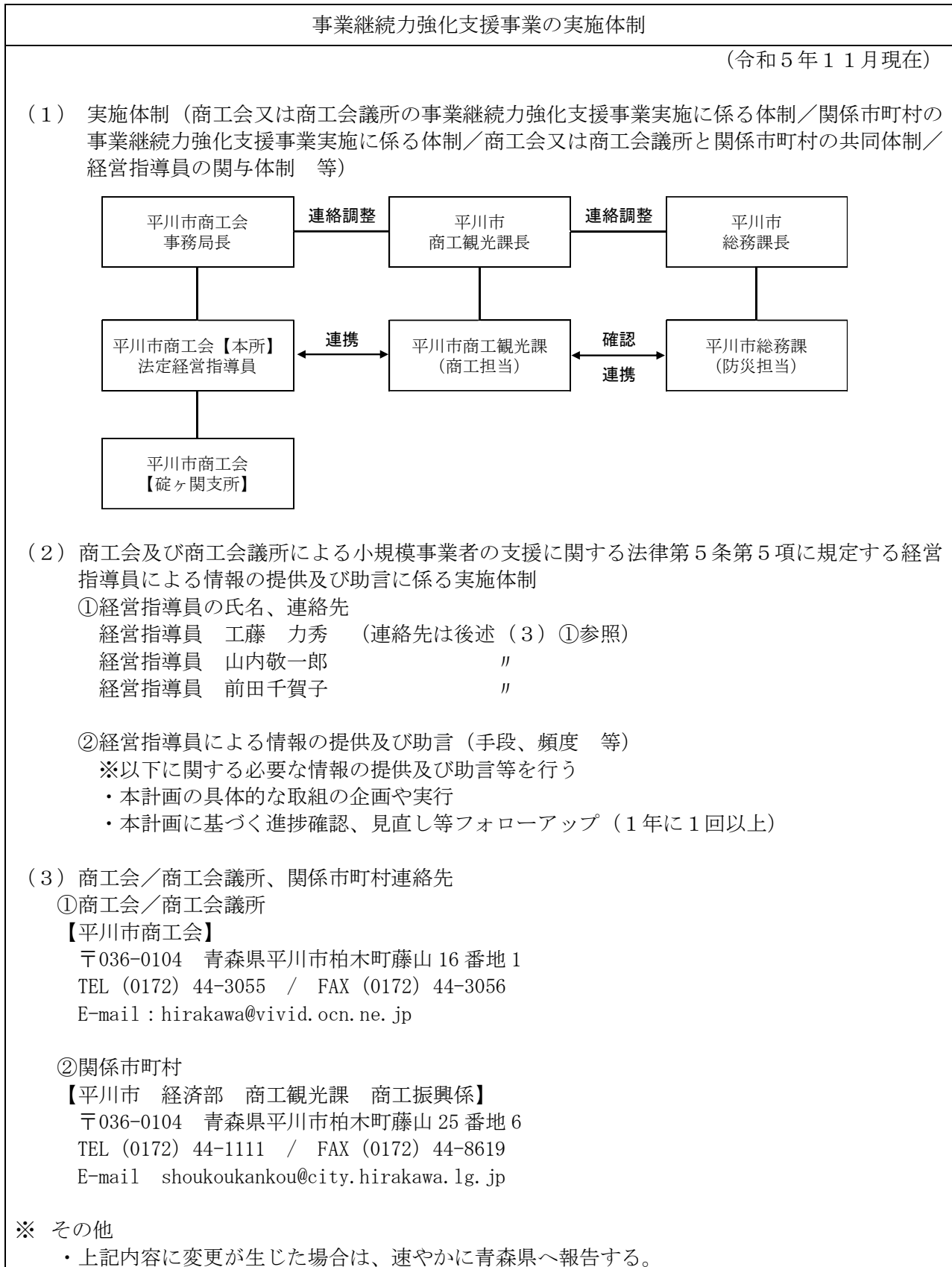
- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

調達方法
会費収入、平川市補助金、青森県補助金、事業収入 等